

2006年8月23日
(平成18年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

固定資産の評価及び価格の決定事務に係る個人情報を目的外に提供
することについて(答申)

2006年7月31日付けで諮問(第208号)された固定資産の評価及び価格
の決定事務に係る個人情報を目的外に提供することについて次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号)第12条
第2項第4号の規定による目的外に提供する必要があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するに当たり必要な個人情報を目
的外に提供する必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」は、自衛隊等の航空機の
離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しい防衛施設
庁長官が指定する防衛施設の周辺の区域(以下「住宅防音工事の対象区域」と
いう。)に所在する住宅について、その所有者又は当該住宅に関する所有権以
外の権利を有する者(以下「所有者等」という。)がその障害を防止し、又は
軽減するため必要な工事を行うときは、その工事に関し助成の措置を講ずるも
のとされている。

藤沢市域では、住宅防音工事の対象区域に所在し、国が定めた年月日までに
建築された住宅が対象となることから、住宅防音工事の対象地域の所有者等が
住宅防音工事の助成を受けるには、住宅防音事業補助金交付申込書に「不動産
登記簿謄本」又は市町村長が発行する「固定資産課税台帳登録証書(固定資産

所在証明)」を添付して、国が定めた年月日までに建築された住宅であることを証明する必要がある。

また、国が定めた年月日までに建築された住宅で、それ以後に取り壊され、旧住宅の建て替えとして、新たに建築された住宅についても、取り壊された住宅の滅失年月日と新たに建築された住宅の建築年月日が1年以内のものは、代替性及び継続性の理由により住宅防音工事の助成を受けられるため、助成を受けようとするときには、この住宅が建て替えによるものであることを証明するため、旧住宅の建築年月日及び滅失年月日が必要となる。

建築年月日及び滅失年月日を確定するには登記所で証明をとることとなるが、未登記の住宅については、唯一固定資産課税台帳だけがこの事実を証明出来るものとなっている。

このような状況の中で、未登記の住宅の取り壊しの後に新たに建築された住宅の所有者が旧住宅の所有者と異なる場合、未登記の取り壊された住宅の所有者の同意を得て、課税台帳で建築年月日及び滅失年月日を確認する必要があるが、転居等で旧所有者の所在の確認が出来ない等の支障から、現在、住宅防音工事の助成申請が出来ないことになっている。

(2) 個人情報をも目的外に提供する必要性について

住宅防音工事は市民生活を基地騒音による障害から軽減しようとするもので、特に未登記の住宅の建築年月日及び滅失年月日については、固定資産の課税情報を利用することが唯一の方法であり、他に証明する方法がないこと、及び提供する情報は課税情報の中の建築年月日及び滅失年月日だけであり、情報の提供を受けた者が誰の情報か特定することが出来ないこと。また、この情報の提供を拒むことは、市民の当然受けるべき受益の道を閉ざすこととなり、近隣住人との著しい不公平が生じるため、固定資産課税情報を目的外で提供する必要がある。

ア 目的外提供を受ける者

住宅防音工事助成対象者（所有者等）

イ 目的外提供される個人情報の範囲

住宅防音工事対象地番に存在した未登記の住宅の建築年月日及び滅失年月日

(3) 実施時期

平成18年9月1日（予定）

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、目的外に提供する必要性について認めるものである。

実施機関の説明によれば、住宅防音工事は市民生活を基地騒音による障害から軽減しようとするものである。しかし、未登記の住宅の建築年月日及び滅失年月日については、固定資産の課税情報を利用することが唯一の方法であり、他に証明する方法はない。にもかかわらず、この情報の提供を拒むことは、市民の当然受けるべき受益の道を閉ざすこととなり、近隣住人との著しい不公平が生じる。また、提供する情報は課税情報の中の建築年月日及び滅失年月日だけであり、情報の提供を受けた者が誰の情報か特定することはできないとのことである。

したがって、目的外に提供する必要性があると認められる。

以 上